

7 監 第 7 9 号

令和8年3月2日

金 森 充 様

尾張旭市監査委員 山 田 義 浩

尾張旭市監査委員 市 原 誠 二

地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について（通知）

令和8年2月18日付けで提出のありました地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）
については、別紙の理由により却下します。

別紙 本件住民監査請求を却下する理由

1 請求の内容

本件住民監査請求の内容については、請求人から令和8年2月18日付けで提出された住民監査請求書及び事実証明書により、次のとおりと認めた。

尾張旭市が管理する晴丘テニスコートにおいて、大会開催に伴いコートが占有されたにもかかわらず未使用時間が発生し、また大会前練習時間として確保された時間帯についても、代替可能な運営方法により回避可能であったにもかかわらず占有が行われました。これにより、市の財産的価値が毀損され、市民の公平な利用機会が侵害されました。よって、監査委員に対し、本件に関する監査を実施し、市に生じた損害の補填及び必要な是正措置を求めます。

代替可能とは、J T A（日本テニス協会）が採用している試合前の5分間のウォーミングアップ。目的は、怪我防止、全選手への公平性担保、パフォーマンス向上。

(1) 請求の対象となる執行機関・職員

尾張旭市職員による公の施設の使用許可及び管理行為のうち、未使用時間及び合理的必要性を欠く練習時間確保を含む財産管理行為。

(2) 請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実

2025年5月11日、5月18日、5月25日、6月15日に開催された市民スポーツ大会において、尾張旭市健康都市スポーツ課は尾張旭市テニス連盟に対し晴丘テニスコート5面を7時から17時まで無償提供した。しかし、大会終了後も多数のコートが未使用のまま放置されていた。

(3) 違法又は不当とする理由

尾張旭市体育施設の設置及び管理に関する条例は、施設使用に際して使用料を徴収することを原則としている。本件は未使用部分を含めて無償提供され、市の財産の適正管理義務に反する可能性がある。

(4) 市に生じている又は生じるおそれがある損害

区分	金額
未使用時間	17,680 円
練習時間（7－9時、520円×5面×4日）	10,400 円
合計損害額	28,080 円

(5) 求める措置

請求額（合理的配慮による半額） 14,040 円

2 要件審査

本件住民監査請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件に適合しているかについて審査を行ったが、その結果は、次のとお

りである。

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の住民が、当該普通地方公共団体の機関又は職員について、違法又は不当な公金の支出等の財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときに、監査を求め、当該財務会計上の行為の防止、損害の補填等の措置を講ずべきことを請求できる制度であり、その対象は当該普通地方公共団体の財務会計上の行為又は怠る事実に限られている。

請求人は、市は、尾張旭市晴丘テニスコート（以下「晴丘テニスコート」という。）の使用に際して、尾張旭市スポーツ施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年尾張旭市条例第27号。以下「スポーツ施設条例」という。）の規定に基づき使用料を徴収すべきところ、市民スポーツ大会における尾張旭市テニス連盟への晴丘テニスコートの無償提供に当たり、大会終了後の未使用時間及び代替可能な運営方法を採れば必要のない練習時間についてまで無償とすることで、違法又は不当に使用料の徴収を怠り、市に損害が発生していると主張しているものと解される。

この点、晴丘テニスコートは、法第244条の2第1項の規定に基づく公の施設（尾張旭市スポーツ施設）として設置（スポーツ施設条例第2条）され、法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者が管理を行っている（法第244条の2第6項の規定による尾張旭市議会の議決を経て、尾張旭市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年尾張旭市条例第27号）第6条の規定により指定管理者を指定した旨告示済み（令和3年12月27日付け尾張旭市教育委員会告示第14号）。）。また、スポーツ施設条例によれば、指定管理者は施設の利用の許可に関する業務・施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務を行い（第17条）、利用料金は指定管理者が市長の承認を得て定める額（当該指定管理者は令和4年3月18日付け3文第269号にて当該承認を取得済み。）であり（第18条第1項）、その場合において利用者は市に使用料を納付するのではなく指定管理者に利用料金を納付することとなり（第18条第2項）、指定管理者はあらかじめ市長の承認を得て定めた基準により利用料金の免除又は一部若しくは全部の還付を行うことができ（第18条第3項）、利用料金は指定管理者の収入となる（第18条第4項）とされている。

よって、これらの事実からすれば、請求人が主張する市による晴丘テニスコートの使用料徴収という財務会計上の行為自体が存在しないため、本件住民監査請求は法第242条第1項に定める要件を欠いている。

3 結論

よって、本件住民監査請求を却下する。